

普通徴収(個人納付)への切替時の記載例

給与所得者異動届出書

特別徴収税額通知書もしくは納入書に記載の指定番号と個人番号を記入してください。

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日 (あて先) <b>板橋 市区町村長</b>	所在地 東京都板橋区板橋二丁目66番1号	郵便番号 173-0004	特別徴収義務者指定番号 9 9 9 9 9 9 9 9 0 0 0 1	個人番号 0 0 0 1
給与支払者 <b>株式会社 総務部課税課</b>	代表者の職氏名印 代表取締役 課税 太郎	連絡者及び氏名並びに電話番号 係 人事課給与係 氏名 <b>給与 太郎</b> 電話 03-3579-0000		

この異動届を作成した日付を記入してください。

給与所得者	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動事由	異動後の未徴収税額の徴収	備考
イタバシ ハナコ 板橋 花子 (旧姓)	円	6月分 から	円	円	平成00年 00月 00日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8.	1. 特別徴収継続 (新勤務先で 転勤欄記入) 2. 一括徴収 (残額を退職者 から全額徴収 し納入) 3. 普通徴収 (本人が納付)	1月1日以降 退職時までの 給与支払額 円 一括徴収し た税額は、 <input type="checkbox"/> 月分 で 納入します。 (月 日納入) ( 月 日 納付) 控除社会 保険料額 円
旧住所 板橋二丁目00番00号 (1月1日現在の住所…必ず記入願います。)	12,000	12月分 まで	7,000	5,000				
現住所 神奈川県 横浜市青葉区桜町00番00号 (給与の支払を受けなくなった後の住所)								

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。死亡に○をした場合下記も記入してください。

異動者 了承印	一括徴収の理由	給与又は退職手当 等の支払予定日	徴収予定額合計 (上記ウと同額) 円	相続人の氏名 板橋 二郎	続柄 父
				相続人の住所 板橋区中台00番地	
				電話 03-0000-0000	

給与の支払いを受けなくなった後の住所を記入してください。

この異動届の内容について、回答できる方を記入してください。

転勤等による特別徴収義務者変更届出書

特別徴収税額通知書の年税額を記入してください。(年度の途中で税額の変更があった場合は、変更後の金額を記入してください。)	給与から天引きして徴収した月及び納入額の合計額を記入してください。	死亡退職の場合、異動届の提出時点でわかる範囲を記入してください。
給与支払方法及びその期日	払込を希望する金融機関の所在地及び名称	納入書 要・不要
給与支払者 職氏名印	代表者の職氏名印	経理責任者 氏名

特別徴収税額通知書の年税額を記入してください。(年度の途中で税額の変更があった場合は、変更後の金額を記入してください。)

給与から天引きして徴収した月及び納入額の合計額を記入してください。

死亡退職の場合、異動届の提出時点でわかる範囲を記入してください。

転勤等により異動後の新勤務先では、下月一日現在の住所を、一月一日から四月三十一日までの間に、市区町村長に提出し、四月十五日までに提出してください。特別徴収を行う場合には、前勤務先で特別徴収義務者変更届出書の事柄を記載し、特別徴収義務者変更届出書に記載された者のうち特別徴収税額がある場合は、一月一日以降退職時までの給与支払額を記入してください。

## 給与所得者異動届出書の提出について

1. 退職・転勤・合併などにより異動が生じた場合には、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」（以下異動届といいます。）を変更が生じた日の翌月10日までに、該当する市区町村あてに提出してください。

※異動届は該当者1名につき1枚ご提出ください。

※ご提出の際は、徴収済の最終月と徴収金額を必ずご確認ください。

2. 1月1日以降に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられております。一括徴収できない場合、ご本人に対して未徴収分の普通徴収（個人納付）納税通知書の送付時期が遅れる場合がありますので、ご本人にお知らせください。

※未徴収税額を一括徴収する場合は、「一括徴収 備考」欄に何月分で納入するかを必ずご記入ください。

3. 当区では、退職・転勤などの異動届により納入金額が減額される場合、特別徴収義務者様あてに特別徴収税額の変更通知書は送付しておりません。
4. 納入書につきましては、年度当初1回の送付とさせていただきます。納入金額に変更があった場合は、納入書裏面の「納入金額の変更方法」をご参照のうえ、納入金額を訂正してお使いいただきますようお願い申し上げます。
5. 特別徴収分の納入書は個人では使えません。特別徴収用OCR納入書は退職者本人に絶対に渡さないでください。ご本人には、板橋区より別途普通徴収（個人納付）の納付書をお送りいたします。
6. 転勤などで新勤務先で引き続き特別徴収をする場合は、所定事項を記入押印のうえ、新勤務先を経由してから異動届を市区町村に提出してください。
7. 貴社（特別徴収義務者）の所在地・名称・電話番号に変更がありましたら、すみやかに「特別徴収義務者の所在地名称等変更届」を提出してください。

《特別徴収関係の提出書類に関する問合せ及び郵送先》

〒173-8501

東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区役所 課税課特別徴収グループ

TEL 03-3579-2096

《eLTAX電子申告ご案内》

特別徴収関係の届出、給与支払報告書等のご提出は、エルタックスの電子申告が便利です。ご利用方法については、eLTAXホームページをご覧ください。

<http://www.eltax.jp/>

エルタックス  
**eLTAX**